



〔トピックス〕 建築物の構造関係技術基準解説書におけるコンクリートの取扱い

これまでに『2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書』(通称:黄色本)の中で、指定建築材料の一つであるコンクリートの取扱いについて主に6項目(右記)が記載されていることを紹介し、①から⑤について順次説明しました。今回は、⑥について説明します。

⑥ 関連するJIS規格等が改正された場合の考え方について

建築基準法第37条を受けて示された技術的基準である平成12年建設省告示第1446号(以下、材料告示)では、指定建築材料に応じたJIS等が年号と共に記載されています。

大臣認定取得後、材料告示に記載されている指定JIS等や、別表第二(品質基準及びその測定方法等)、別表第三(検査項目及び検査方法)で引用されている試験方法のJIS等の規格が改正された場合の取扱いについて、2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書では、以下のように記載されています。

主な記載項目

- ① JIS A 5308に適合するコンクリートと、認証指針に基づいてJIS A 5308の認証を受けたコンクリートとの違いについて
- ② JIS A 5308に適合するコンクリートを使用する場合のポイント
- ③ JIS A 5308の「7.4 混和材料」に該当する材料について
- ④ JIS A 5308の規定に明示的には含まれない種類の材料を使用する場合の留意点
- ⑤ 建築基準法第37条が適用されないプレキャストコンクリート部材に対する民間の第三者機関による品質保証制度について
- ⑥ 関連するJIS規格等が改正された場合の考え方について

大臣認定取得後、材料告示における指定JIS等の規格が改正された場合の取扱い^{注)}

建築基準法第37条における要求事項

指定建築材料へ要求しているのは、JISあるいはJASの規格のマークが付された材料ということではなく、指定JIS等の規定のうち、性能や品質に関する内容(材料の特性値、製造管理方法等)への適合である。



JIS等改正前後での取扱い

大臣認定取得後、JIS等指定された材料規格の内容の一部が改正された場合においても、性能や品質に関する項目が適合している場合、改正されたJIS等による材料であっても使用できる場合もある。

注) ここで記述しているものは、あくまでも『2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書』で述べられている内容です。性能評価の内容によっては、大臣認定の再取得が必要となる場合も考えられますので、個別にご相談ください。



【次号より連載を開始します】 〔トピックス〕 建築法規とその用語について

建築基準法について

建築基準法では、建築基準法 第37条(指定建築材料)をはじめとする建築物自体やその敷地などに関する数多くの条件などが定められており、これらの内容を守りながら日本国内で建築活動が行われています。

昭和25年(1950年)11月23日に制定された建築基準法※は、これまでに何度も改正されており、それに伴ってたくさんの建築に関する法令が交付されています。また、建築以外の法規(都市計画法や消防法など)も関係しており、たいへん複雑な内容となっています。

※：建築基準法の前身である「市街地建築物法」が大正8年(1919年)に制定されてから、来年で100年を迎えることになります。

『〔トピックス〕建築法規における用語について』について

次号から始まる『〔トピックス〕建築法規とその用語について』では、建築基準法や建築法規におけるコンクリートに関連する用語などを取り上げ、その内容について説明します(連載回数：未定)。

JIS規格の制定および改正

2017年11月から2018年1月の間に、制定または改正、追補が発行されたJIS A 5308に関連する主なJIS規格は、下記のとおりです。なお、詳細については、当該規格などをご確認下さい。

制定

JIS A 1159 コンクリートのJリングフロー試験方法

JIS A 1160 増粘剤含有高性能AE減水剤を使用した高流動コンクリートのワーカビリティの評価基準

改正

JIS A 5011-1 コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材

JIS A 5011-4 コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材

JIS A 6208 コンクリート及びモルタル用合成短繊維

注) 今回の改正に伴い、JIS A 6208の規格名称が、「コンクリート用ポリプロピレン短繊維」から「コンクリート及びモルタル用合成短繊維」へ変更されています。

【 性能評価委員会 】 スケジュール

2018年2月および同年3月の開催日程 (予定日) は、下表のとおりです。
(GBRCのホームページでもご確認頂けます)

	2月	3月	4月以降
事前検討会 (大阪) 注1) 注2)	23日	26日	調整中です 注4)
事前検討会 (東京) 注1) 注2)	27日	29日	調整中です 注4)
承認委員会 (大阪) 注3)	19日	19日	調整中です 注4)

注1) 2016年11月から、これまでの『事前検討委員会』から、『事前検討会』へ名称が変更されました。なお、確認内容等については、これまでと同じです。

また、これまでと同様に、大阪または東京のどちらかでご出席下さい。

注2) **TV会議システム**を使用する場合があります。

注3) 承認委員会の審議は、大阪のみとなります。

注4) 各月1回の開催を予定しておりますが、開催日は未定です。

開催日が確定しましたら、GBRCのホームページにある「各種委員会のご紹介 (開催日程)」でお知らせいたします。

お知らせ

2018年1月4日から、別添等の雛形 (最新版) が **ver. 12.3** になっています。

申請をお考えの方は、本バージョンをご活用ください。

お手元にお持ちでない方は、ご連絡いただければ対応させていただきます。



GBRC大阪事務所



GBRC東京事務所



GBRC大阪事務所側より撮影

大阪事務所と東京事務所の間で
TV会議システムを利用した状況 (一例)

【 編集後記 (津平公彦) 】

あけましておめでとうございます。

昨年同様、今回の年末年始も短かったため、あっという間に仕事始めを迎えた方もたくさんいらっしゃるかと存じます。

私は、年末のうちに家族を連れてあちこちに出かけ、年明けの1月2日までになんとか大掃除と年賀状作りを終えることが出来ました (ほとんど休んだ気がしていません)。

今年もコンクリートに関連するJISの制定や改正などがいくつか予定されており、指定建築材料の性能評価にも影響することも考えられますので、メールマガジンなどを活用しながら、皆様へ情報を提供させていただきます。

本年もGBRCをよろしくお願い申し上げます。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評定センター 性能評定課

担当者：坂本欣吾、津平公彦、安田真弓

連絡先：TEL 06(6966)7600

FAX 06(6966)7680

E-mail：seinou3@gbrc.or.jp